

Ver2.1

大正区地域福祉ビジョン

《 令和 3 (2021) 年度～令和 6 (2024) 年度 》

小地域（小学校区単位）主体の
「みまもり、はなしあい、ささえあい」を再構築



大阪市大正区役所

策定：令和 3 (2021) 年 3 月

中間見直し：令和 5 (2023) 年 3 月

目 次

第1章 地域福祉ビジョンの改定にあたって	1
1 地域福祉ビジョン改定の背景と位置付け	1
2 地域福祉を取り巻く状況	3
第2章 大正区的地域福祉を取り巻く状況と課題	5
1 統計データから見える大正区の状況	5
2 統計データから見える大正区が抱える地域福祉の課題について	21
第3章 課題解決に向けた取り組みの方針	24
1 課題解決の方向性について	24
2 重点的に取り組むこと	26
第4章 地域福祉ビジョンの進め方	31
参考資料	32
1 大正区地域福祉推進会議	32
2 地域福祉課題の解決に向けた取組支援体制（イメージ図）.....	33
3 その他の施策について	34

第1章

地域福祉ビジョンの改定にあたって

1 地域福祉ビジョン改定の背景と位置付け

(1) ビジョン改定の経過

大阪市では平成16（2004）年3月に第1期の「大阪市地域福祉計画」が策定され、各区で区の行動計画（アクションプラン）策定が進められる中、大正区においても平成18（2006）年3月に第1期アクションプランを策定しました。以降、誰もが安心して暮らせるあたたかい福祉のまちづくりをめざす取り組みを進めてきました。

平成21（2009）年3月に第2期の「大阪市地域福祉計画」が策定されました。

平成24（2012）年12月には、新しい住民自治の実現に向けて策定された「市政改革プラン」に基づく、「ニア・イズ・ベター」^{※1}の考えのもと、市域を単位とした各区一律の「計画」に替わり「大阪市地域福祉推進指針」が策定され、区の特色に応じた地域福祉の取り組みを各区で進めていくことになりました。

大正区では、平成29年3月に「大正区地域福祉ビジョン」（取組期間は、平成29（2017）年度から平成32（2020）年度）を策定し、地域福祉の推進に向けた活動を行ってきました。地域福祉の推進にかかる理念は普遍的なものです。が、「大正区地域福祉ビジョン」の策定から4年の取組期間が経過し、社会情勢や施策の変化等を踏まえながら、新たに顕在化している課題にも対応する必要がでてきました。

(2) 大阪市地域福祉基本計画・分野別計画・関連計画等との関係

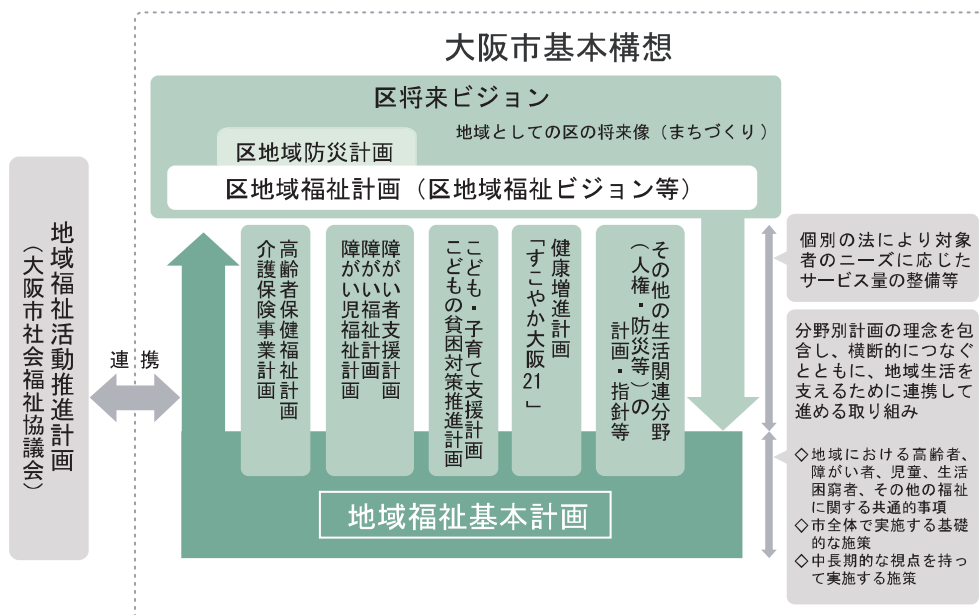
大阪市地域福祉基本計画は、地域福祉を推進するための中心的な計画である区地域福祉ビジョンを支援する基礎的な計画で、区地域福祉ビジョンと一体となって、社会福祉法第107条^{※2}に基づく「市町村地域福祉計画」を形成するものです。また、各分野別計画を

-
- 1 住民に近いところでおこなわれる決定ほど望ましいという地方分権の基本的な考え方。（補完性・接近性の原理）
 - 2 市町村地域福祉計画を策定し、又は変更するときは地域住民の意見を反映させ、内容の公表に努めるよう定められている。

横断的につなぐことで、生活に関わるさまざまな分野の施策と連携して取り組むことをめざします。

社会福祉協議会^{※3}（以下「社協」という。）は社会福祉法において、地域福祉推進の中心的な担い手として規定されています。大阪市地域福祉基本計画と大阪市社協が策定している「大阪市地域福祉活動推進計画」は、理念や方向性を共有し地域福祉を推進する計画です。その大阪市社協が策定している計画に基づき大正区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）とも区地域福祉ビジョンと共通した理念や方向性を持って、大正区での地域福祉の推進に努めていきます。

地域福祉基本計画の位置づけと他の計画等との関係（イメージ図）



資料：大阪市ホームページより

（3）「大正区地域福祉ビジョン」の位置づけ

令和2（2020）年4月に策定された「大正区将来ビジョン2022」は大正区の将来像と、その実現に向けた大正区の施策の方向性を示したものです。今回改定する「大正区地域福

- 3 「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と社会福祉法で規定されている社会福祉法人。地域における住民組織と社会福祉関係事業者等により構成され、住民主体の理念に基づき、地域福祉課題の解決に取り組み、だれもが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整および事業の企画・実施を行う。

社ビジョン」は「大正区将来ビジョン2022」が示す地域福祉に関する基本理念を踏襲するもので、このビジョンに基づき、すべての区民、団体、事業者、区役所等がそれぞれの役割分担のもと取り組みを進めていきます。

また、地域福祉の推進においては、高齢者、障がい者、児童（子育て支援）、健康増進、その他の生活関連分野（人権・防災）等の各分野で計画が策定、実施されていますが、本ビジョンでは、これらの分野とも共通した方針や方向性を持つものとして連携を図っていきます。

（４）計画の期間

取組期間については、令和３（2021）年度から令和６（2024）年度までの４年間とします。

なお、国の福祉制度などの変更や、住民ニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

（５）策定方法

この「大正区地域福祉ビジョン」については、平成30（2018）年度より開催している「大正区地域福祉推進会議」の委員である学識経験者等と、区内で社会福祉事業を行う者、社会福祉活動を行う者、公益活動をする団体の実務代表者により、地域福祉ビジョンの取組方針に関する案件、課題の方針を包括的に協議してきました。その内容については、区政会議に提言し、フィードバックを行い、意見聴取するなど、さまざまな視点や角度からの実践や意見を反映して策定しました。

2 地域福祉を取り巻く状況

地域福祉とは、地域における福祉課題に対し、地域住民や福祉関係者などが協力して解決に取り組んでいこうという考えです。近年、地域における福祉課題として少子高齢化や核家族化の進行、単身世帯や引きこもりの増加、また、終身雇用慣行の変化や非正規雇用の増加など、従来の安心システムとして機能してきた家庭や職場内での助け合いが低下するなどの変容が見られます。一方、公的な福祉サービスだけでは対応できない制度の狭間で起きている生活課題や、社会的排除の対象となりやすい少数者や低所得者の問題、また、大規模地震などの自然災害にどのように対処し、犯罪や事故をどのように防ぐのかなど、

地域における安心・安全の確立、次世代を育む場としての地域の再生など地域には、いろいろな課題が発生しています。

一方で、単身高齢者や障がい者等は、日頃の見守りや声かけ、災害時の手助けなどの協力を求めたいと考えていることも多く、身近な地域に暮らす者同士であるからこそ助け合えることがたくさんあります。これまで地域福祉活動への関わりが薄かった人たちをはじめ、あらゆる世代の住民が地域の一員として、身近な地域での「つながり」の大切さを実感し、地域の福祉課題を自分自身の課題として捉え、地域全体で解決に取り組む意識づくりや、自分に合った役割を果たし活躍できることも必要です。

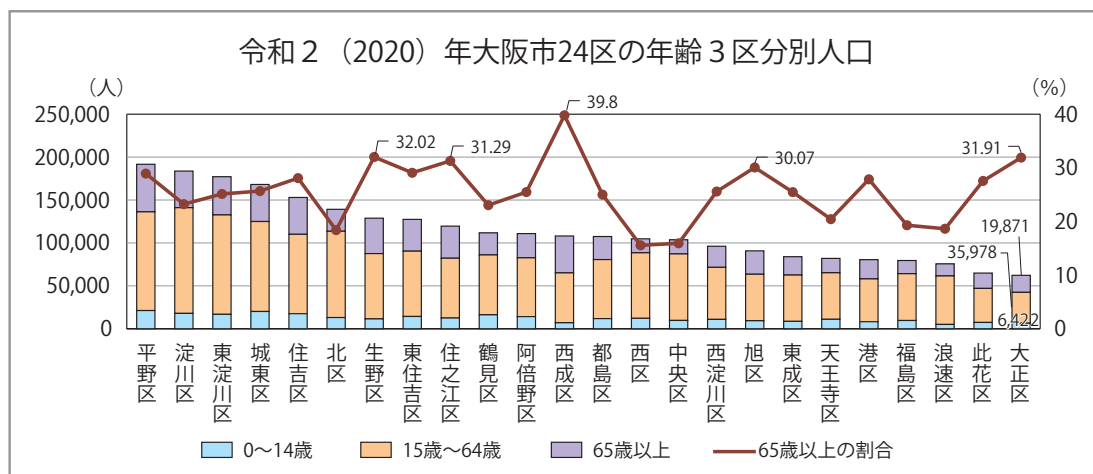
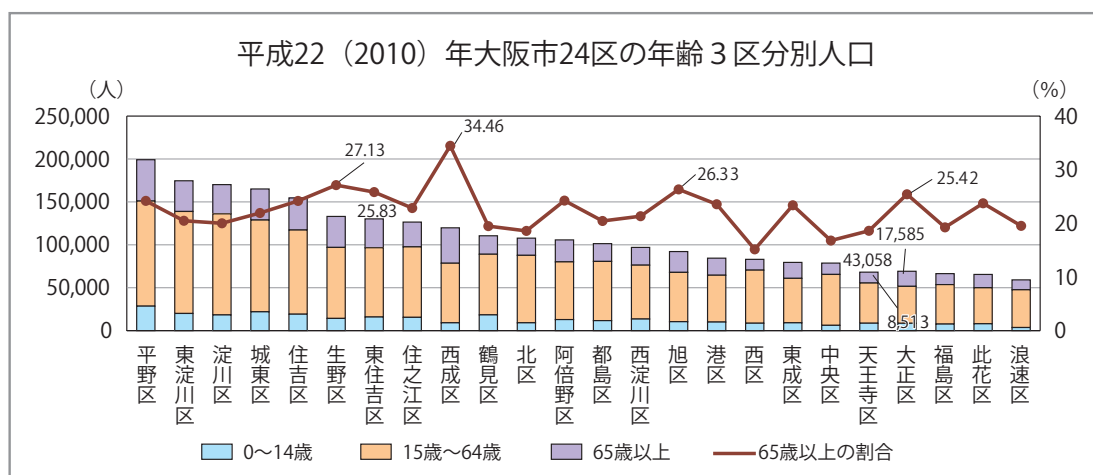
「大正区地域福祉ビジョン」は、これらの地域福祉を取り巻く状況や施策課題を踏まえ、世代や属性に関わらず地域において身近に暮らしているさまざまな人と人とがつながり、お互いが配慮して、地域福祉活動に参加し、支えあうことができるように「気にかける」地域づくりを進めます。そして、地域から孤立せずその人らしい生活を送ることができる「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」をめざしていきます。

第2章

大正区の地域福祉を取り巻く状況と課題

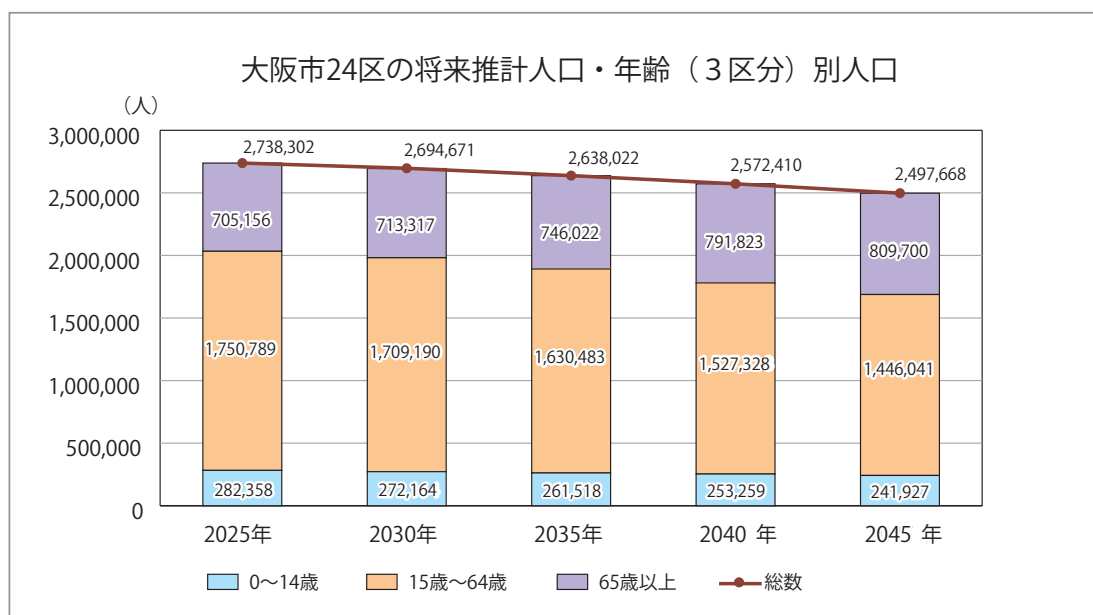
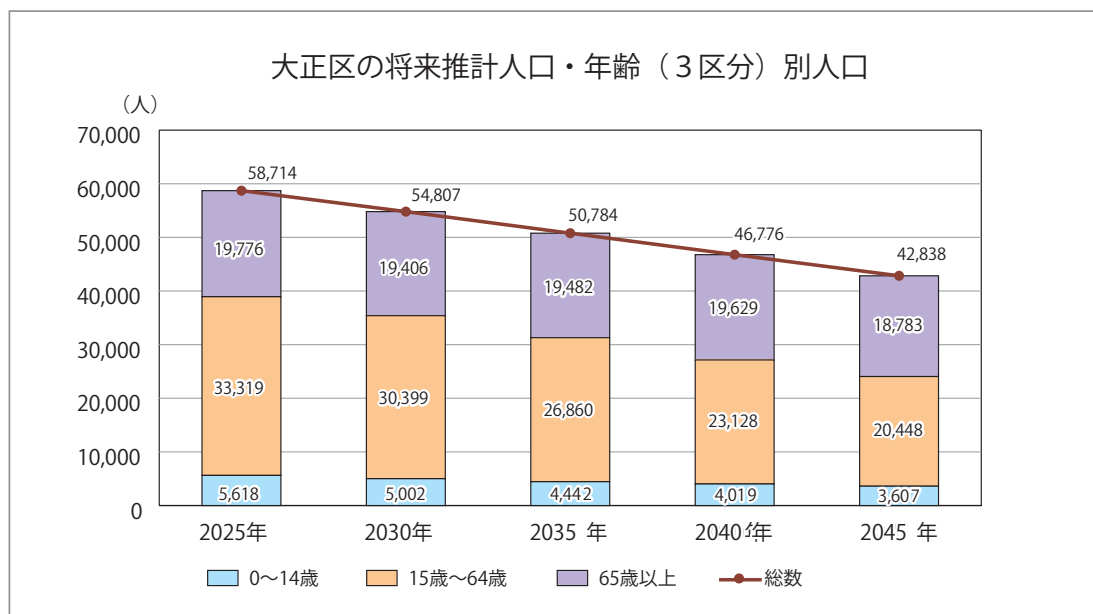
1 統計データから見える大正区の状況

(1) 大正区の人口に関する状況



大阪市の推移人口年報（令和2年）国勢調査（平成22年）（各年10月1日）

約10年の間に約6,900人の人口が減少し、大阪市の中で一番人口の少ない区になっています。また、65歳以上の高齢者人口が全人口に占める割合は、平成22（2010）年25.42%で市内5番目に高かったのが、令和2（2020）年では31.91%で西成区、生野区に次いで3番目になっています。



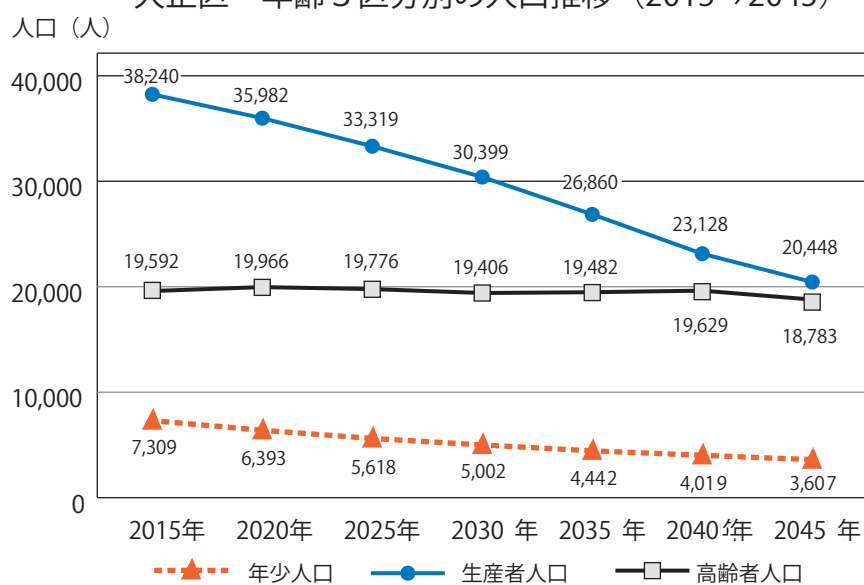
大阪市将来推計人口（令和2年3月推計）

2025年から2045年までの5年ごとの推計人口では、大正区は大阪市の人口減少より急激に減少していき、また2045年の大正区の人口比率は14歳までの年少人口が約8.4%（大阪市9.7%）、15歳～64歳までの生産年齢人口は約47.7%（大阪市57.9%）、65歳以上の高齢者人口が約43.8%（大阪市約32.4%）となり、高齢者人口の占める割合が大阪市全体と比べて高くなっています。

★2045 年時点の大阪市全体における大正区の状況 () 内は 2015 年

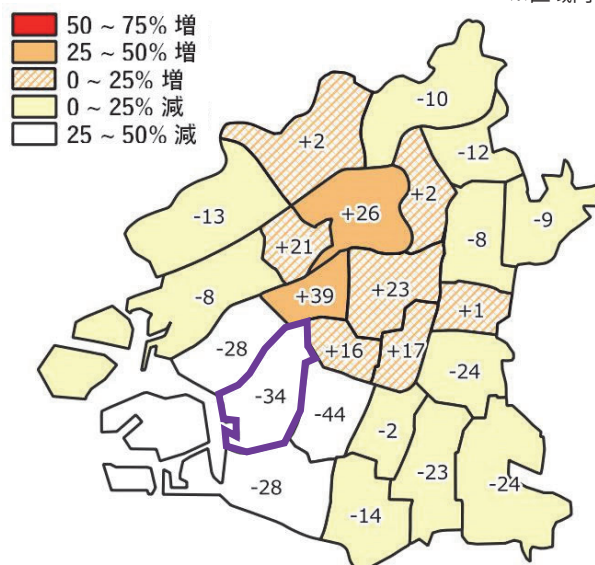
総人口 42,838 人 ※市全体の 1.7%	年少人口 3,607 人	生産年齢人口 20,448 人	高齢者人口 18,783 人
24 番目 (24) / 24 区	24 番目 (23) / 24 区	24 番目 (24) / 24 区	23 番目 (18) / 24 区
2015⇒2045 増減率 -34.2%	全区民のうち 15 歳未満の割合 8.4%	全区民のうち 15～64 歳の割合 47.7%	全区民のうち 65 歳以上の割合 43.8%
23 番目 / 24 区	19 番目 (13) / 24 区	24 番目 (23) / 24 区	1 番目 (3) / 24 区

大正区 年齢 3 区分別の人口推移 (2015⇒2045)

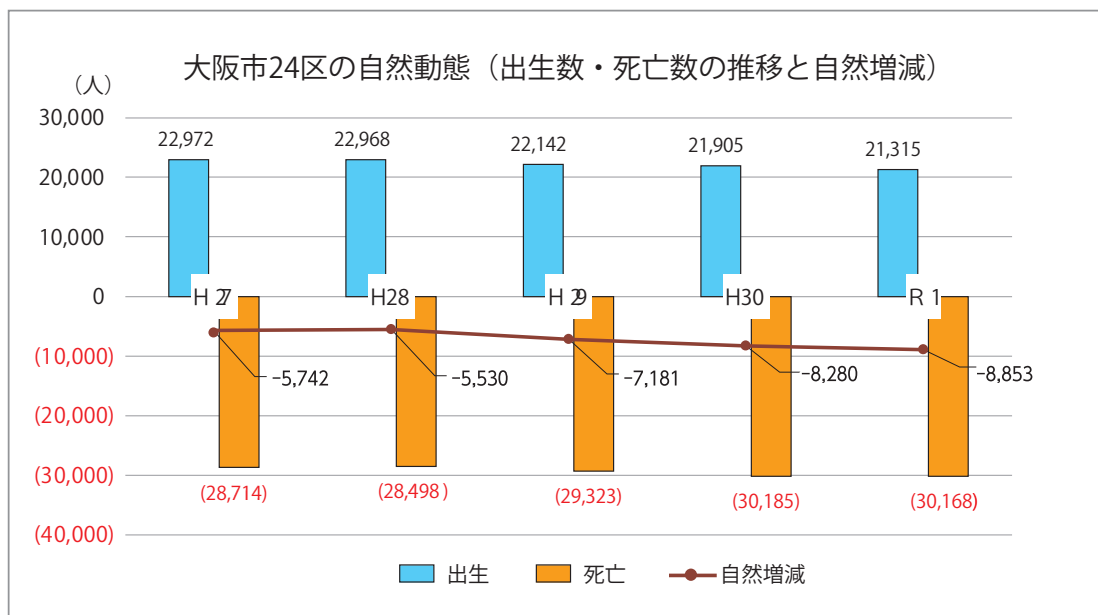
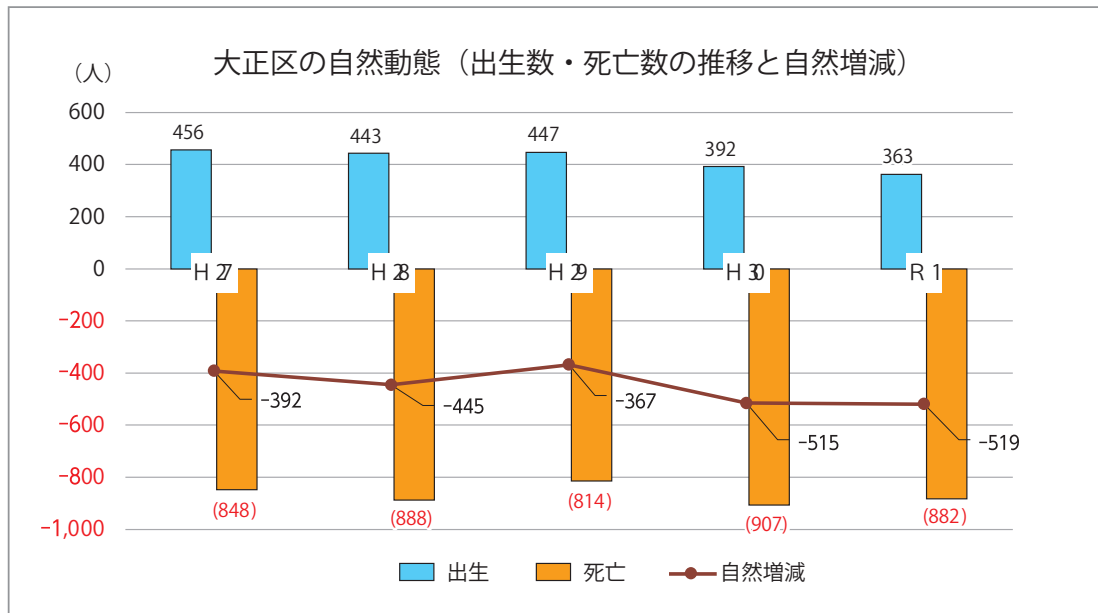


大阪市 24 区人口増減率 (2015⇒2045)

※区域内の数値は増減率を示す



大阪市将来推計人口 (大阪市ホームページより)

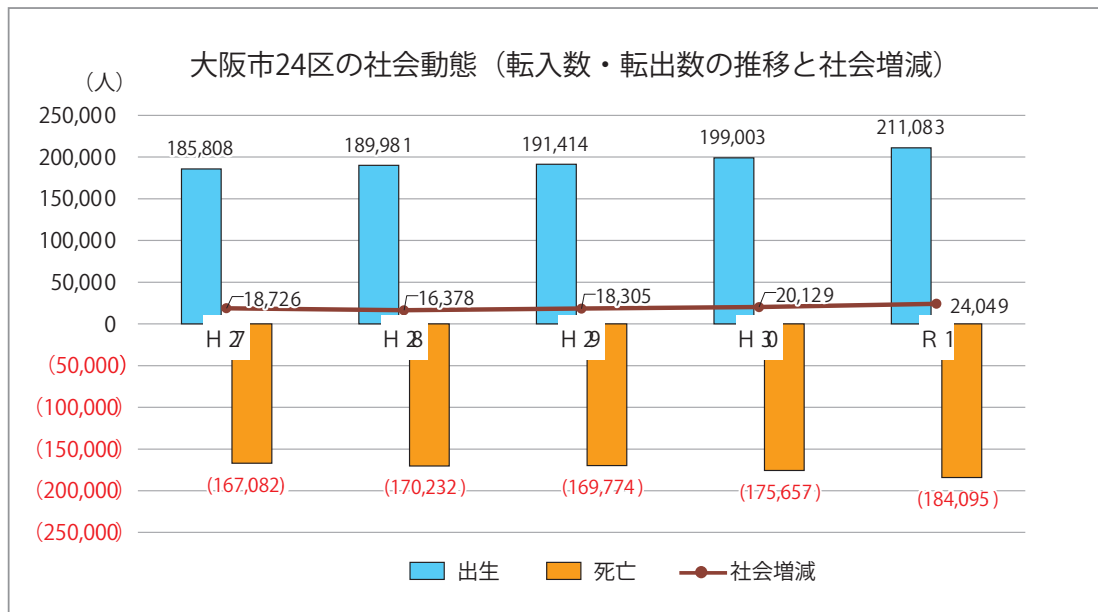
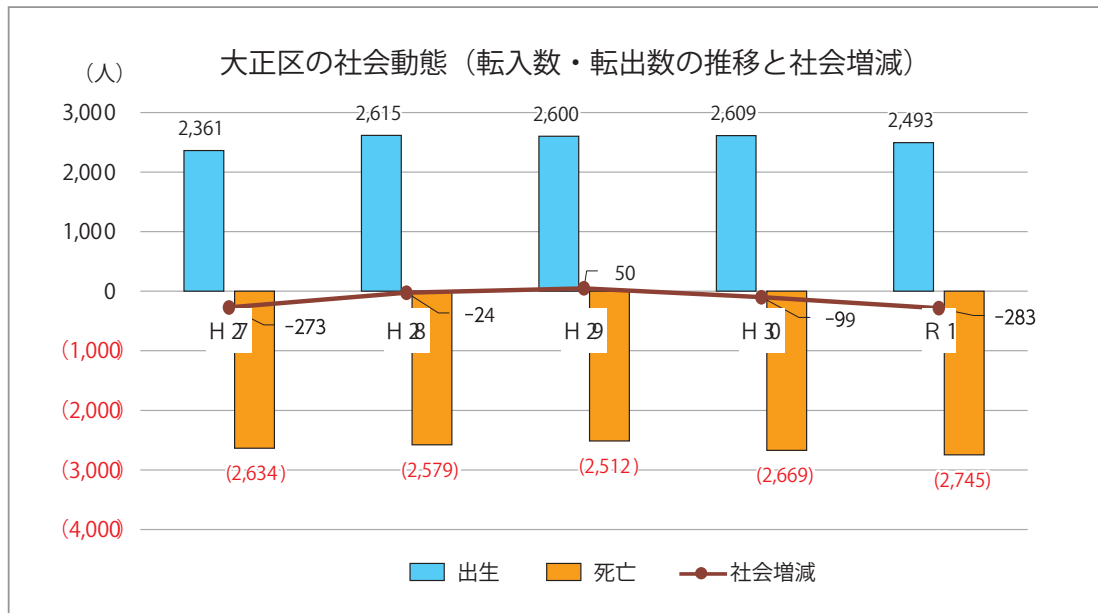


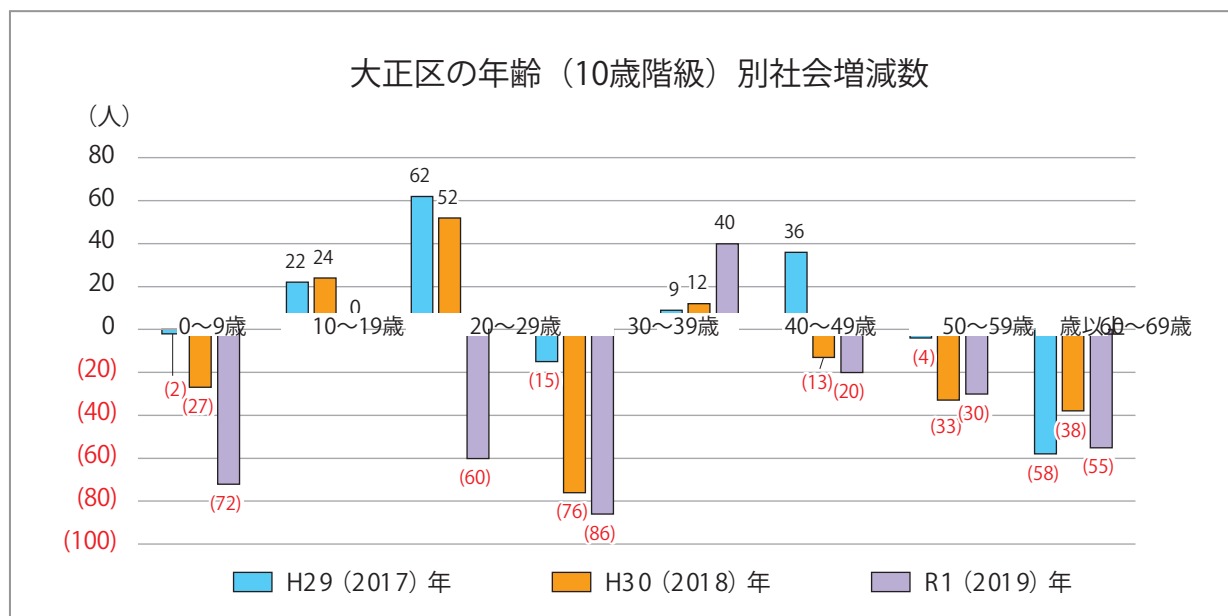
大阪市の推計人口年報平成27年～令和元年（各年10月1日現在）

※自然増減率・出生率・死亡率は前年10月1日現在の人口1,000人に対する比率で、単位は‰（パーミル）です。

令和元（2019）年の自然減少率は大阪市が－3.2‰なのに対して、大正区は－8.1‰で、西成区に次いで市内で2番目に高くなっています。

また、出生率では、大阪市が7.8‰なのに対して、大正区は5.7‰で、こちらも西成区に次いで市内で2番目に低くなっています。死亡率は大阪市が11.1‰なのに対して、大正区は13.8‰で、西成区、生野区に次いで3番目に高くなっています。

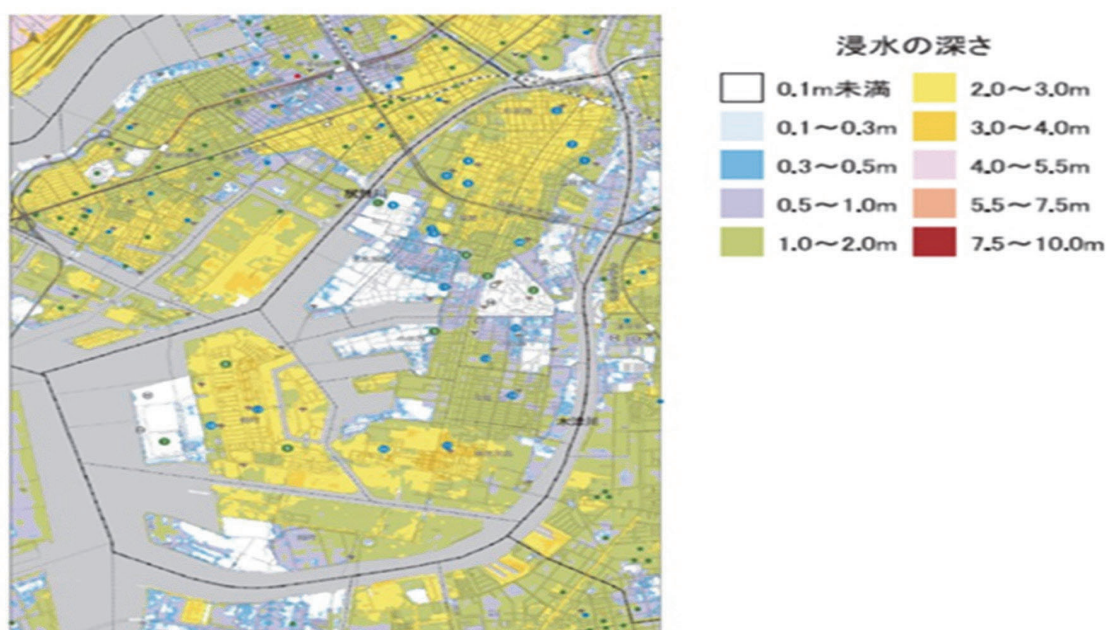




大阪市の推計人口年報平成27年～令和元年（各年10月1日現在）

社会動態（転入・転出）については、大阪市は増となっていますが、大正区は減となっています。また、平成29（2017）年から令和元（2019）年の大正区の社会増減の推移では、増となっていた年代が減少し、令和元（2019）年には40歳代以外のいずれの年代でも減となっています。特に、0～9歳と20代、30代の減少が目立っています。

（2）津波浸水想定区域図（南海トラフ大地震が発生した場合）（大正区役所調べ）



南海トラフ巨大地震が発生した際に、防潮堤が閉まらず、満潮時であった場合、大正区内のほぼ全域が浸水被害を受けると想定されています。

(3) こども・子育てに関する状況

ア 児童虐待件数（大正区役所調べ）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
こども相談センター	6,020件	5,485件	6,316件	6,523件
大阪市24区	5,342件	5,170件	3,415件	3,154件
大正区	308件	460件	196件	128件
児童あたりの児童相談発生率（大正区）	3.3%	5.5%	2.2%	1.5%
児童あたりの児童相談発生率（大阪市24区）	1.4%	1.4%	0.9%	0.9%

大正区の児童あたりの虐待相談発生率は大阪市24区を大きく上回っています。

なお、平成30年度より、警察署からの照会等を各区での件数に含まなくなったため、相談件数が減少しています。

また、令和元（2019）年度より、レベルE*（要支援）は、現時点で虐待がないと判断されるケースのため虐待件数に含まれていません。

*レベルE（要支援）：今は虐待なしだが支援が必要なケース。

（参考） レベルE（要支援）件数 41件（令和2年3月末時点）

泣き声通報 → 調査 → 虐待の事実なし 28件

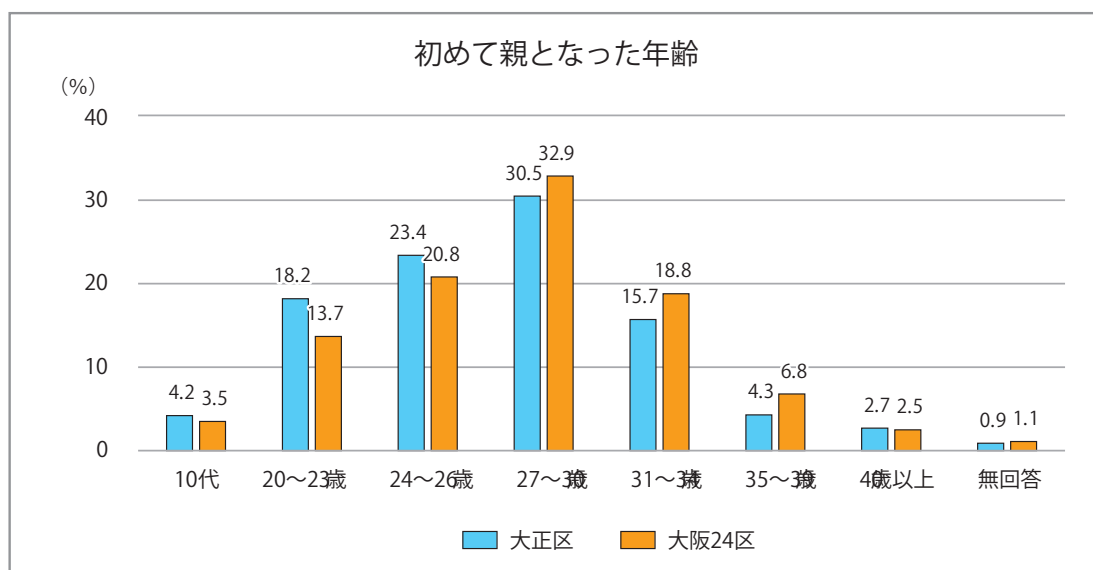
イ 児童相談件数（大正区役所調べ）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
こども相談センター	15,497件	15,893件	16,814件	17,558件
大阪市24区	15,958件	16,777件	11,997件	11,887件
大正区	805件	765件	1,347件	1,172件
児童あたりの児童相談発生率（大正区）	8.8%	8.5%	15.2%	14.1%
児童あたりの児童相談発生率（大阪市24区）	4.3%	4.5%	3.3%	3.3%

毎年24区の児童相談件数の平均を大きく上回る件数となっています。

平成30年度より市内7区がモデル区となり実施している、こどもサポートネット事業^{※4}は大正区では要保護児童対策地域協議会^{※5}の部会として位置づけており、スクリーニング会議^{※6} II で検討した児童について、相談件数として取り扱っているため大幅な増加となっています。

ウ 初めて親となった年齢（大阪市子どもの生活に関する実態調査H28より）

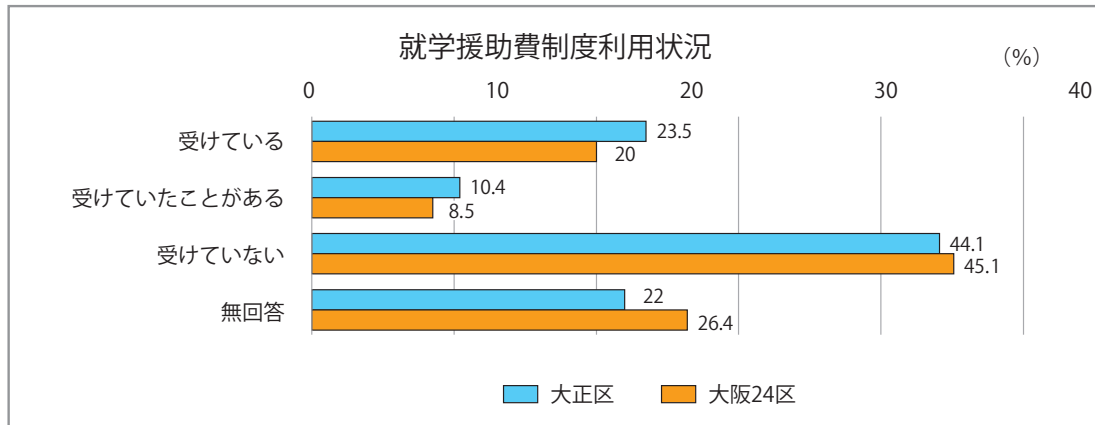


10代から26歳までに初めて親となった人の割合が大阪市を上回り、若年齢で初めて親になる人が多いことがわかります。

- 4 学校生活の中で、こどもたちや家庭に教育分野のサポートだけでなく、区役所などの支援制度や身近な支援が必要な時に、スクールソーシャルワーカー及びこどもサポートネット推進員が小・中学校と連携し、支援が必要な家庭にさまざまな福祉サービスの提案や、手続きなどの支援を行う事業。
- 5 虐待や非行など、さまざまな問題を抱えた児童等の早期発見と適切な保護を目的として、市町村などの地方公共団体が児童福祉法にもとづいて設置する協議会。
- 6 教育分野などの支援や区役所における支援制度や地域の身近な支援につなげるために、相互に情報を共有し、支援方針や支援のための役割分担等の協議を行うための会議。

エ 就学援助費制度（大阪市子どもの生活に関する実態調査H28より）

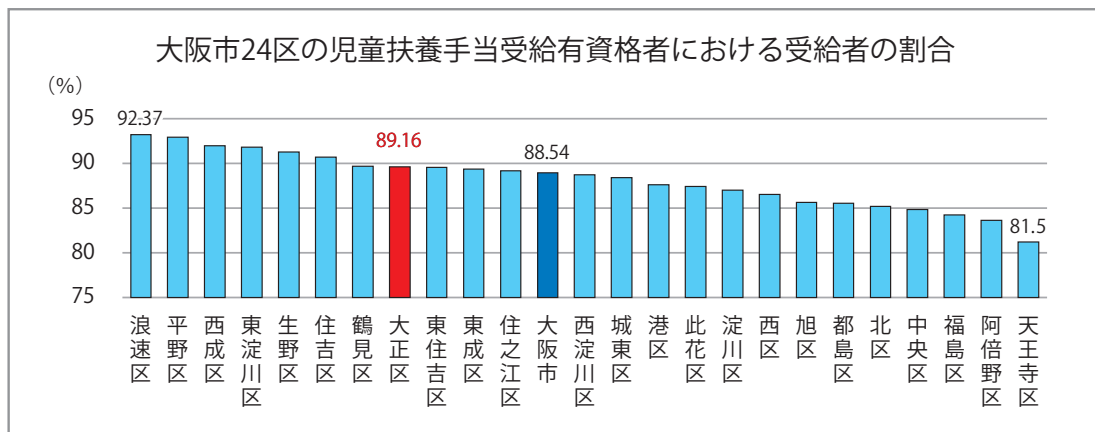
※就学援助とは：経済的な理由により就学が困難な大阪市立小・中学校に通学される児童生徒の保護者に対して援助を行い、義務教育を受けることができるようにする制度



「受けている」、「受けていたことがある」の大正区の割合は大阪市24区を上回っています。大正区の子育て世帯が、大阪市24区と比べ経済的に困窮していることが表れています。

オ 児童扶養手当受給資格者における手当の受給者の割合 大正区役所庁内資料より（令和2年3月末現在）

※児童扶養手当とは：ひとり親家庭の児童の養育者などが有資格者となり、有資格者の所得が基準額以下の場合に手当が支給される制度



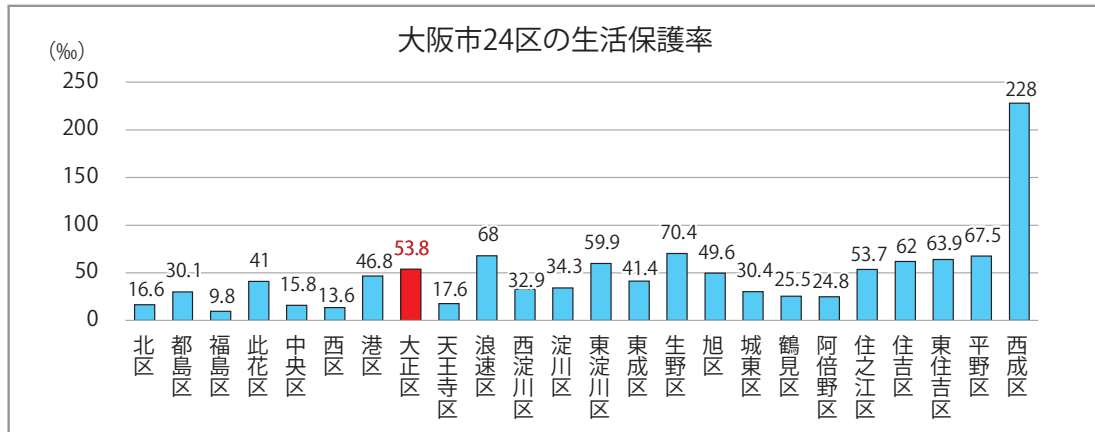
児童扶養手当が受給できる基準以下の低所得家庭の割合が大阪市平均より高く、また市内で8番目に高い割合となっています。

ひとり親家庭の多くが経済的に困窮していることがわかります。

(4) 経済的困窮者に関する状況

ア 生活保護率（大正区役所調べ、R 2年3月末現在）

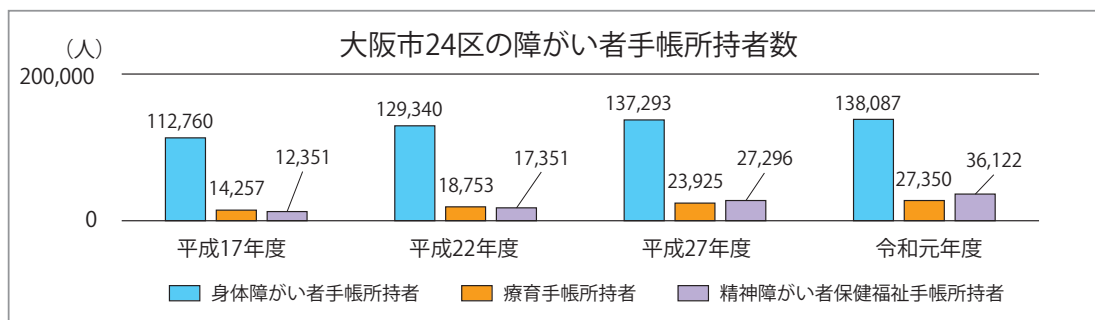
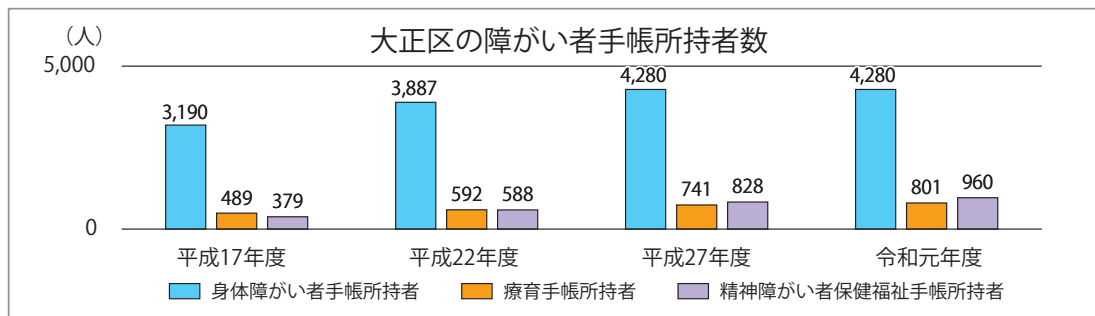
（保護率の単位は‰です。53.8‰の場合は1,000人中約53人が生活保護受給者ということを示しています。）



大正区は大阪市内で8番目に保護率が高く、大阪市全体の保護率49.5‰を上回っています。

(5) 障がい者に関する状況

ア 障がい者手帳所持者数（大正区役所調べ、大阪市については厚生労働省福祉行政報告令より）

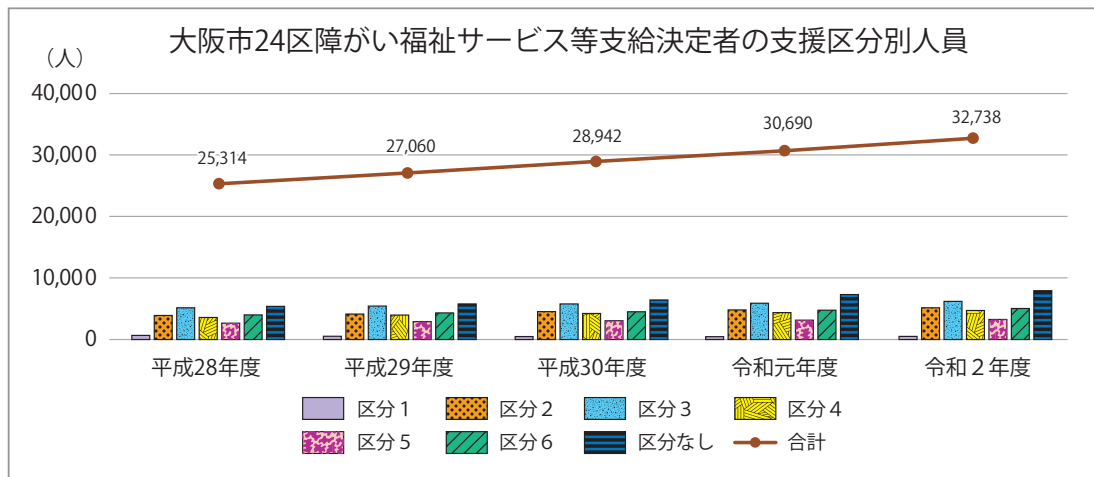
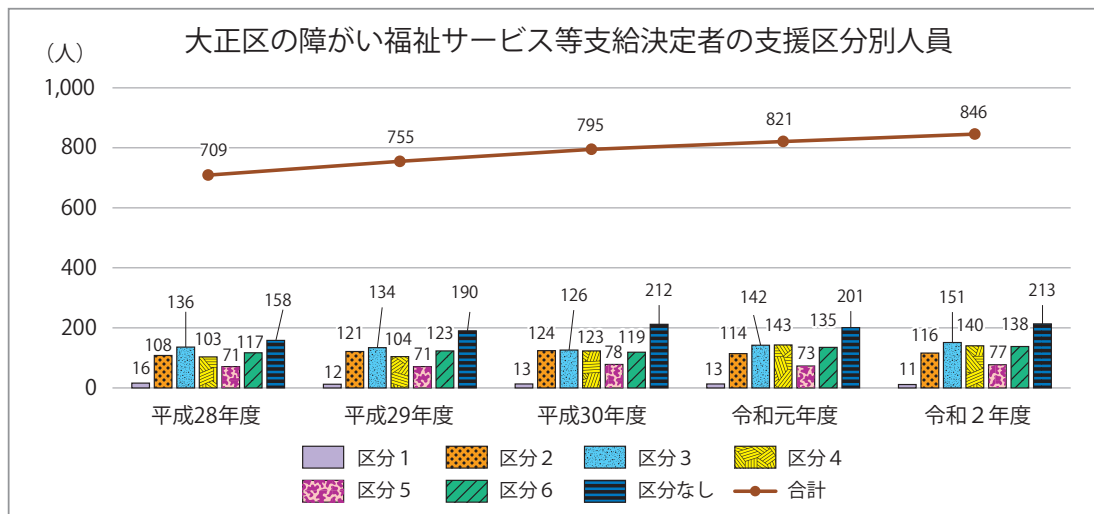


近年の大正区の身体障がい者手帳所持者数の増加は落ち着いていますが、療育手帳は平成17年度より約1.6倍、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は約2.5倍増加しており、近年も増加傾向にあり大阪市と同様な状況です。

イ 障がい者支援区分別認定者数（福祉局データより 各年度4月現在）



※区分なし：居宅介護や生活介護などの介護給付を利用せず、自立訓練、就労移行・継続支援などの訓練等給付や計画相談支援などのその他の給付のみ給付決定する場合。

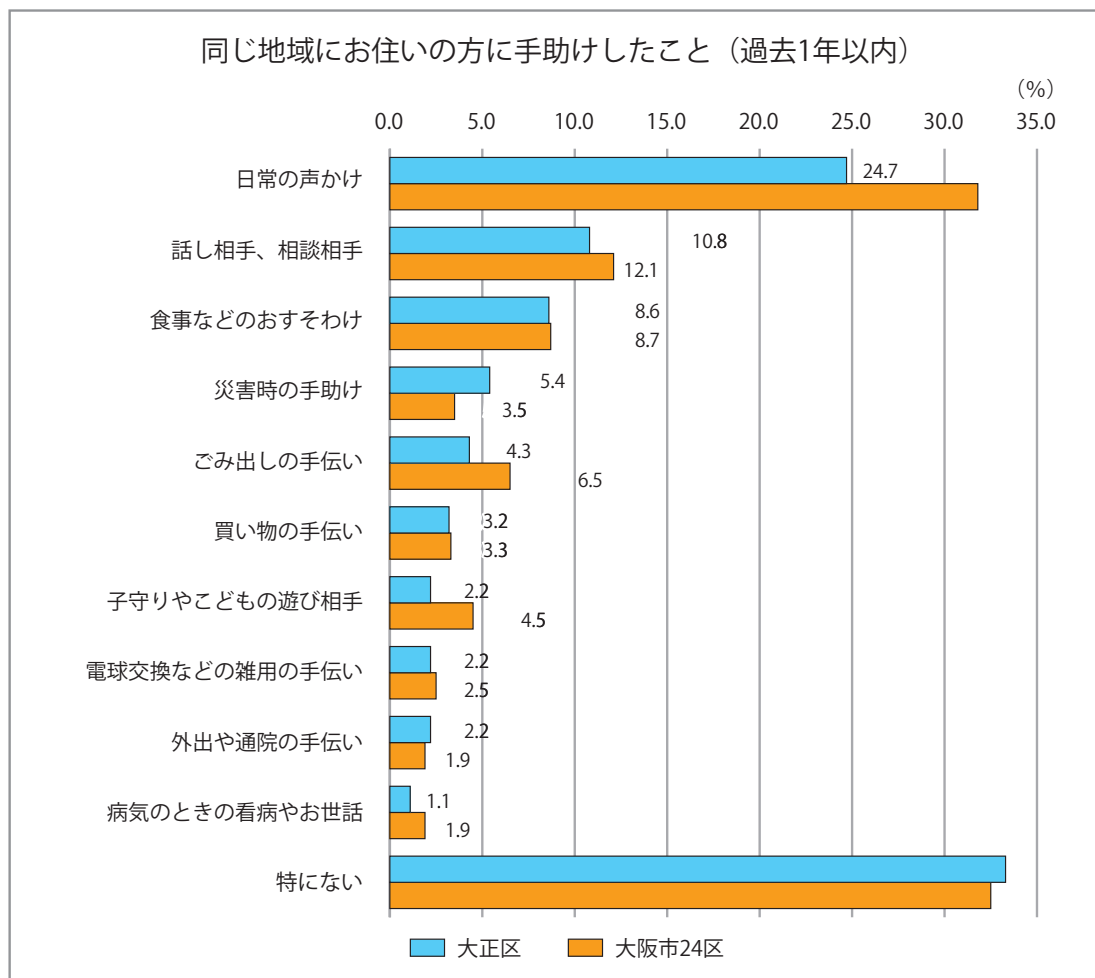


障がい福祉サービス等支給決定者数は、令和2年度の大正区は846人、大阪市24区は32,738人で、平成28年度と比べると大正区は1.19倍、大阪市24区は1.29倍と共に増加しています。

(6) 大阪市における地域福祉にかかる実態調査（令和元年度）より

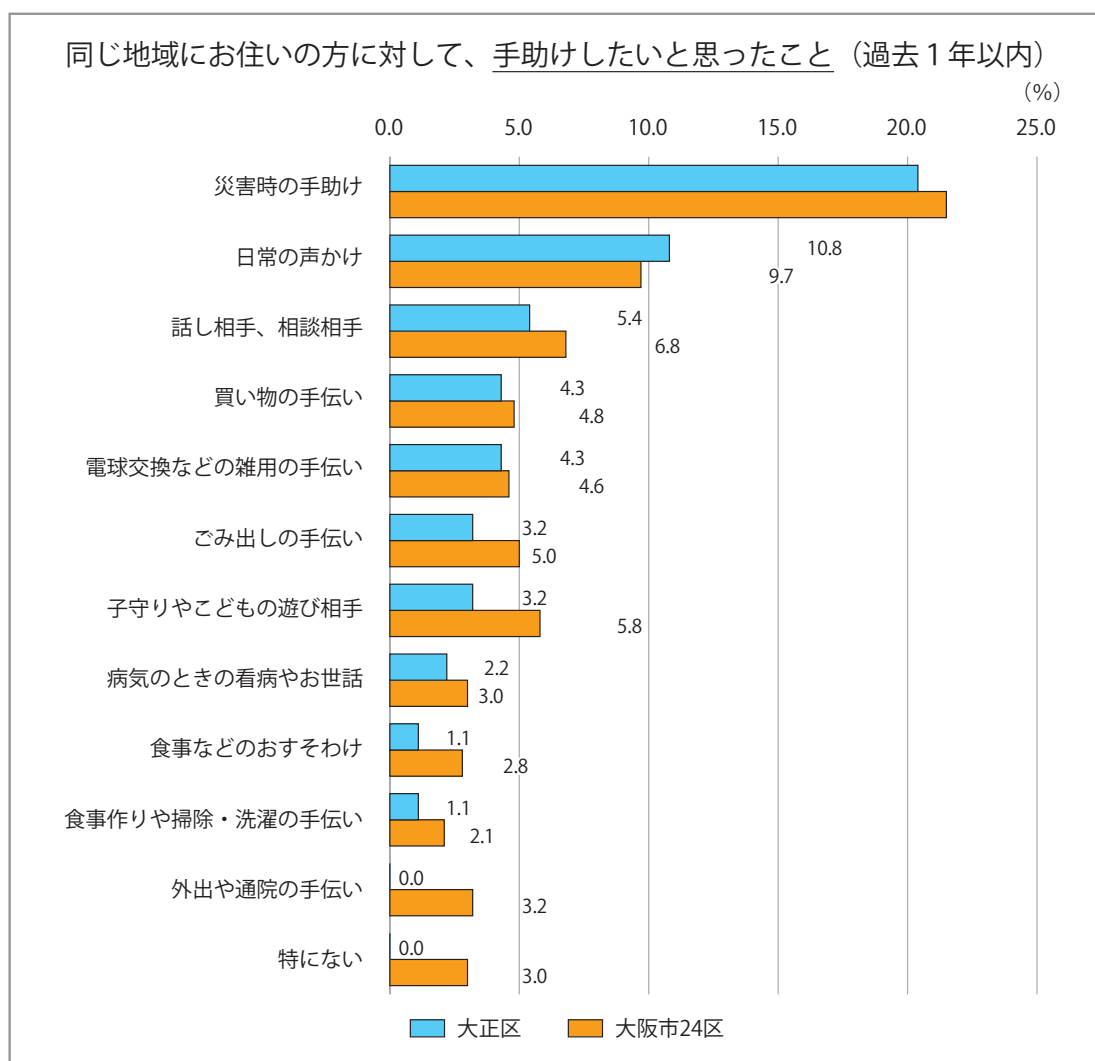
- ・調査期間：令和元年9月20日から令和元年10月28日
- ・調査対象：大阪市で住民登録又は外国人登録をしている18歳以上の者から無作為抽出した8,000人

ア 地域のたすけあいについて（大正区の割合の高いもの11項目抜粋）



地域の人へ手助けしたことで一番高い割合は、「特にない」が大正区33.3%、大阪市24区32.5%となっています。

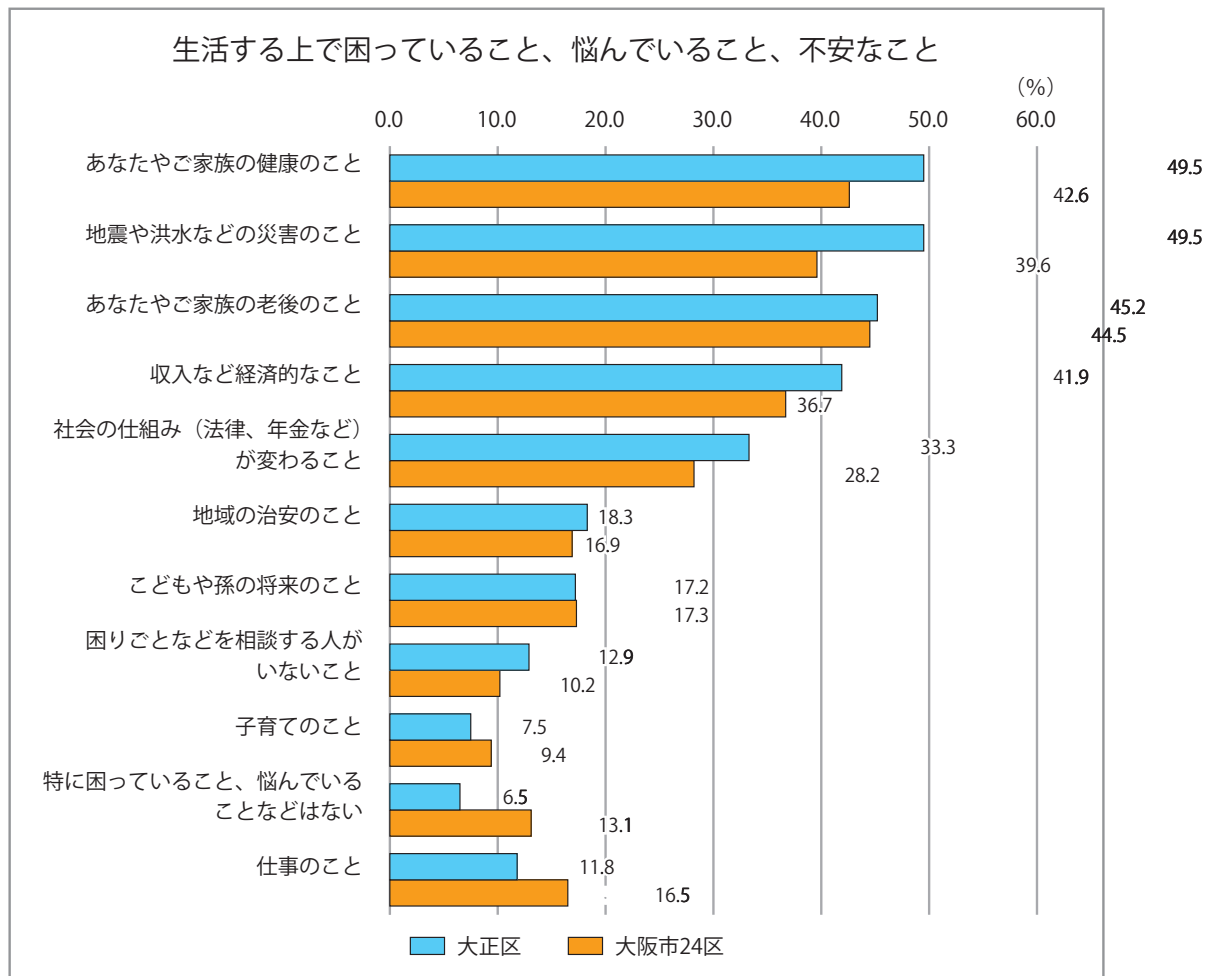
「災害時の手助け」が大正区5.4%、大阪市24区3.5%と、大正区の割合が大阪市24区より高くなっています。しかし、この「災害時の手助け」「特にない」と「外出や通院の手伝い」以外のすべての項目において、大正区は大阪市24区より低い割合になっており、大阪市24区の中で大正区は地域の方へ手助けしたことが少ないことがわかります。



地域の方へ手助けしたいと思ったことで一番高い割合は、「災害時の手助け」で大正区20.4%、大阪市24区21.5%となっています。

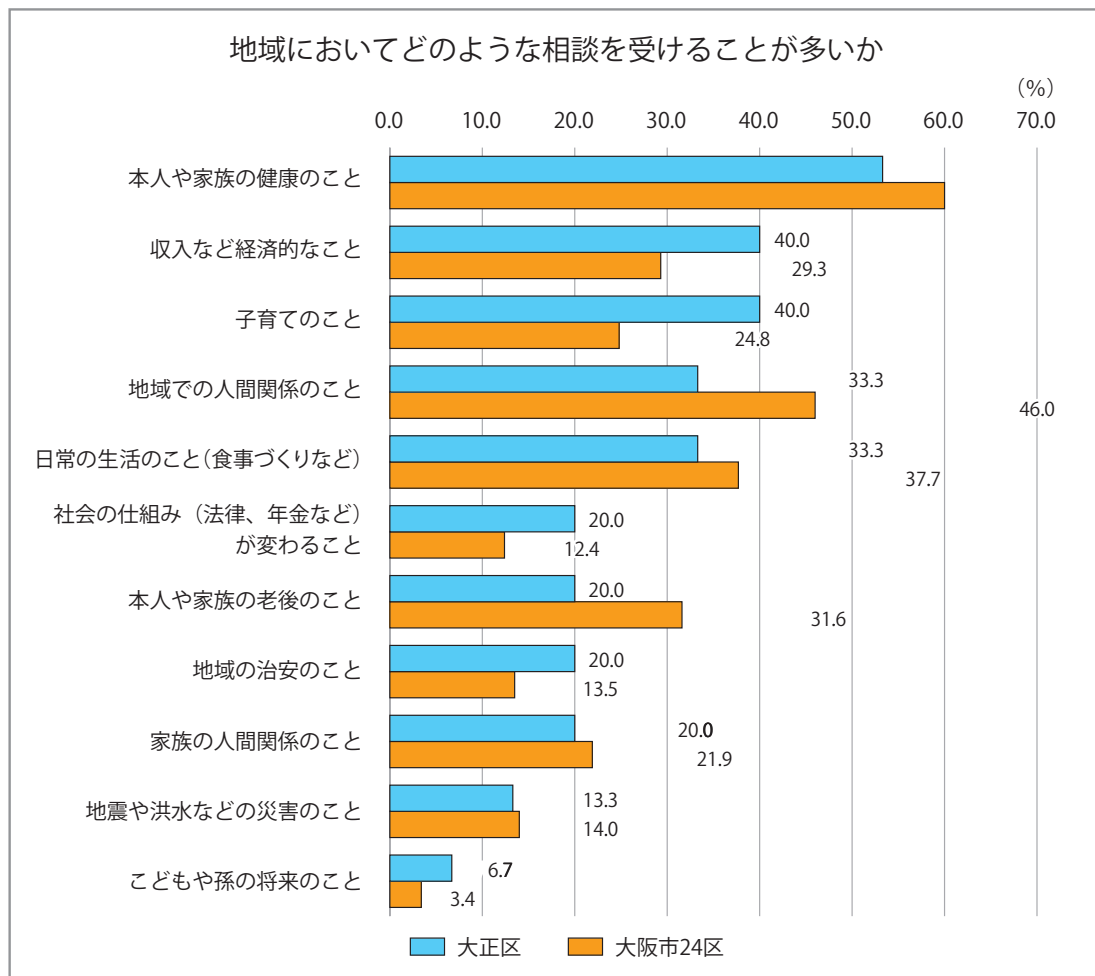
「日常の声掛け」が大正区10.8%、大阪市24区9.7%と、大正区の割合が大阪市24区より高くなっています。しかし、「日常の声掛け」以外のすべての項目において、大正区は大阪市24区より低い割合になっており、大阪市24区の中で大正区は地域の方へ手助けしたいという意識が低いことがわかります。

イ 地域での困りごとについて（大正区の割合の高いもの11項目抜粋）



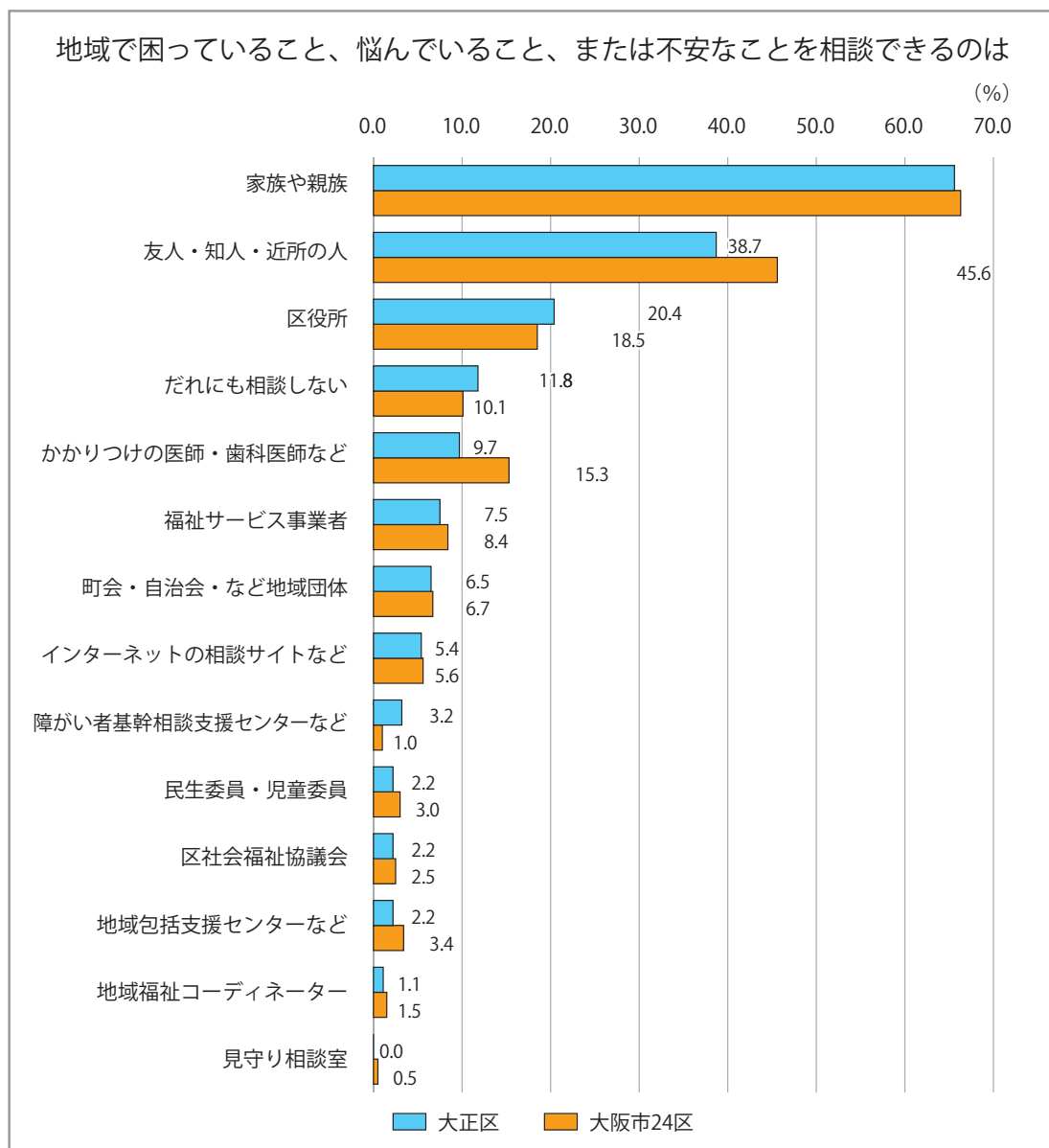
生活する上で困っていること、悩んでいること、不安なこととして一番高い割合は、「あなたやご家族の健康のこと」が大正区49.5%、大阪市24区42.6%、「地震や洪水など災害のこと」が大正区49.5%、大阪市24区39.6%となっています。次いで「あなたやご家族の老後のこと」が大正区45.2%、大阪市24区44.5%、「収入や経済的なこと」が大正区41.9%、大阪市24区36.7%となっています。

「こどもや孫の将来のこと」が大正区17.2%、大阪市24区17.3%、「子育てのこと」が大正区7.5%、大阪市24区9.4%、「特に困っていること、悩んでいることなどはない」が大正区6.5%、大阪市24区13.1%、「仕事のこと」が大正区11.8%、大阪市24区16.5%、これら4つの項目について大正区は大阪市24区に比べ割合が低くなっています。しかし、その他7つの項目では大正区は大阪市24区より割合が高く、生活する上で困っていること、悩んでいること、不安なことが多いことがわかります。



地域で受ける相談として一番高い割合は、「本人や家族の健康のこと」が大正区53.3%、大阪市24区60.0%です。

「収入など経済的なこと」が大正区40.0%、大阪市24区29.3%、「子育てのこと」が大正区40.0%、大阪市24区24.8%、「社会の仕組み（法律、年金など）が変わること」が大正区20.0%、大阪市24区12.4%、「地域の治安のこと」が大正区20.0%、大阪市24区13.5%、「こどもや孫の将来のこと」が大正区6.7%、大阪市24区3.4%と、これらの5つの項目について大正区は大阪市24区と比べて高い割合になっています。その他の6つの項目では大正区は大阪市24区と比べて低い割合になっています。



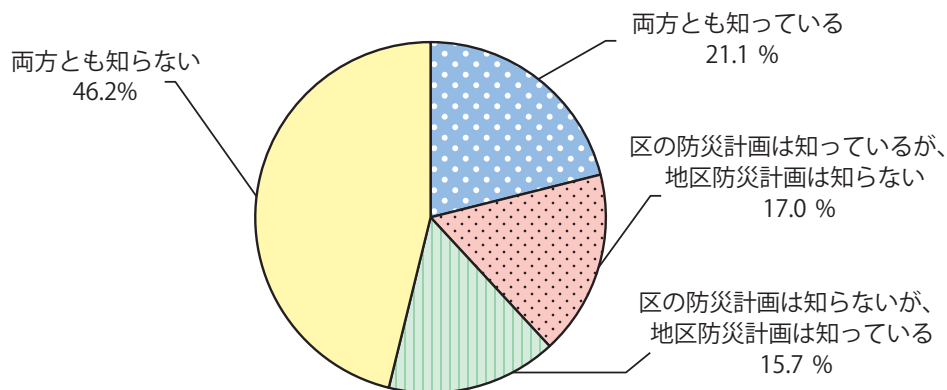
地域での困りごとなどの相談先として一番高い割合は「家族や親類」が大正区65.6%、大阪市24区66.3%と最も高く、次いで「友人・知人・近所の人」が大正区38.7%、大阪市24区45.6%となっています。

「区役所」が大正区20.4%、大阪市24区18.5%、「だれにも相談しない」が大正区11.8%、大阪市24区10.1%、「障がい者基幹相談支援センターなど」が大正区3.2%、大阪市24区1.0%と大正区の方が高い割合になっています。しかし、その他の項目では全て大阪区24区より低くなっており、「相談できない」または、「どこに相談したらいいかわからない」状況であることが表れています。

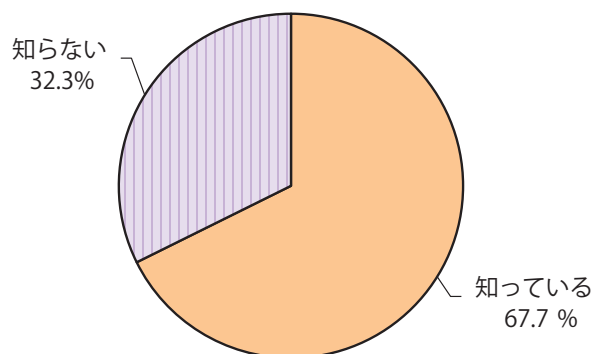
(7) 大正区民の地域の防災への意識について

(令和2年度 第1回区民意識調査報告書より)

ア 大正区の防災計画や地区防災計画の認知度 (単数回答)



イ 津波の際の避難する建物の認知度 (単数回答)



2 統計データから見える大正区が抱える地域福祉の課題について

(1) 人口の減少や高齢化と地域福祉の担い手

人口の減少や高齢化の問題は大正区だけが抱えている問題ではありません。この課題は4年前の地域福祉ビジョン策定の時も課題となっていますが、その時よりも現状は深刻になっています。このままでは将来的（2045年）には1965年のピーク時の半分以下（約44%）まで人口は減少し、中学校までのこどもの人口も24区中23番目になり、地域の中核的年代となる生産年齢（15～64歳）人口は24区中一番少なくなると見込まれています。

現在でも、大正区は転入者より転出者のほうが多く、特に20代～30代の子育て世代の転出は顕著になっており、それに伴い0歳～9歳までのこどもの転出も多くなっています。

これまで、地域では「高齢者食事サービス」などを通して高齢者と地域の人々のふれあいを深め、閉じこもりを予防する取り組みや、対象者を限定しない集いの場として「ふれあい喫茶・サロン活動」、また、子育て層の孤立を防ぎ、地域社会全体で子育てを行う取り組みとして「子育てサークル」など各小学校区を基盤とした地域福祉の活動が行われてきました。

しかし、人口の減少や高齢化の流れの中で、地域福祉の担い手の固定化や後継者不足などが進んでいます。今後は今以上に後継者となる人を見つけるのが難しくなり、地域の新たな課題に柔軟に対応することができず、最悪の場合は地域福祉の活動が途絶えることも考えられます。

(2) 未来の担い手

大正区で育ち育てられた子どもたちが立派なおとなとして巣立ち活躍し、やがて、「子育てなら大正」、「老後を過ごすなら大正」と、現在転出が増えている子育て世代に大正区で暮らし続けてもらうことで、地域に活気や賑わいをもたらし、その世代が地域の担い手となって地域を盛り立ててくれることを望んでいます。実際に、お住まいの方から「大正区に住み続けたい」「自分の子どもたちも大正区に住ませたい」との意見も聞いています。

大正区では0～14歳までのこどもの数が24区中23番目と少なくなっていますが、児童虐待件数は196件、18歳未満の人口割合で2.2%と大阪市平均の2.4倍と、24区中3番目に多く、極めて深刻な状況です。

また、初めて親となった年齢も大阪市平均より低い傾向にあり、子育て相談が多い理由の1つだとも考えられます。就学援助を受けている割合も大阪市平均を上回っており、子育てだけでなく、経済的な問題を抱えている世帯も多いことがわかります。

(3) 経済的困窮だけではない生活困窮

平成20（2008）年に発生したリーマンショック以降、日本でも景気低迷が続いたことにより安定した終身雇用慣行の変化や非正規雇用の増加などで、経済的な困窮状態に陥る人々が増加しました。少子高齢化の急速な進展や、単身世帯、ひとり親世帯の増加など家

族構造の変化、地域コミュニティの希薄化が進む中で、社会的孤立と経済困窮が深く重なり合っています。経済的困窮に至る背景には多様な要因があり、金銭的な支援のみによって問題が解決するわけではありません。また、貧困の連鎖といった課題も深刻化しています。

大阪市の生活保護の状況は平成24（2012）年度をピークに減少傾向であり、大正区でも減少傾向にあります。令和元（2019）年10月現在の生活保護受給率では大正区の受給率は大阪市平均よりも高く、また、大正区では収入や経済的なことの相談の割合が大阪市全体と比べて高いことから経済的困窮者が多いことがわかります。

一方、大正区では、地域福祉にかかる実態調査において、「困りごとなどを相談する人がないこと」や、「だれにも相談しない」と回答した割合が大阪市全体と比べて高いことから、困っていても自らSOSを発信しにくい家庭、または、まだ自分たちで何とかできると課題を抱えている家庭、どこに相談をしたらいいのか困っている家庭があると考えられます。

（４）災害時への備え

大正区は東と南は木津川、西には岩崎運河、尻無川が流れ、西端は大阪湾に接しています。区の内部には大正内港があり、区全体が運河に囲まれた島状の地形であることから、これまで防潮堤や防潮鉄扉を整備し、高潮などの水害からまちを守ってきました。

一方、地域福祉にかかる実態調査では、「地域の人が生活するうえで困っていること、悩んでいること、不安なこと」、「同じ地域の方に対して手助けしたいこと」や、「してもらいたいこと」として「地震や洪水などの災害のこと」の割合が高くなっています。

しかしながら、区民意識調査の結果によれば、自ら避難する意識は高いが、防災計画などの認知度は低くなっています。

第3章

課題解決に向けた取り組みの方針

1 課題解決の方向性について

前述のように、前回策定した地域福祉ビジョンの取り組みでは、まだ十分に解決されていない課題があります。これまでも事業を見直し地域福祉を推進してきましたが、今回の改定では、それらの課題解決を図るために、重点的に4つの施策を進めていきます。

(1) 人口の減少や高齢化と地域福祉の担い手を再生

近年、大正区においても少子高齢化や核家族化の進行、高齢者の単身世帯や引きこもりの問題、また終身雇用慣行の変化や非正規雇用の増加など、従来の安心システムとして機能してきた家庭や職場内での助け合いが低下するなどの変容が見られます。

大正区役所では、地域が福祉課題の解決に向け自ら主体的に参加し、考え検討する状態となるよう、地域団体や関係者、テーマ型ボランティア^{※7}や市民団体、NPO法人、専門職、そして社会貢献活動を行う民間企業などと新しいネットワークを構築できるよう区社協とともに連携・協力していきます。また、さまざまな能力や特技を持つ人たちに着目し、地域で活躍する人材として活動の場につないだり、地域福祉活動への多様かつ柔軟な参加の方法について検討を行っていきます。

7 特定の地域問題の解決や前進に向け、一定の分野に特化した活動を行うボランティア。

(2) 未来の担い手を育む

現在の少子化や核家族化の進行、都市化による地域コミュニティの希薄化に伴い、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大といった問題が生じています。一度深刻な事態に陥ってしまった時には、いくつもの問題を抱えていることが多く、ダメージが深くなり、リカバリーに時間がかかります。そのためにも早期把握、早期対応を継続してできる仕組みが必要です。

大正区役所では「大正区版ネウボラ^{※8}」を構築し、妊娠期から中学校卒業までの大正区のすべてのこどもたちの課題を把握し支援していきます。

(3) 経済的困窮だけではない生活困窮を支える

一つの家庭で複合的な課題を抱え、既存の相談支援の仕組みでは解決できないことや、制度の狭間で支援が届かないこと、施策分野ごとに支援機関が関わっているものの、関係機関の連携が不十分なため包括的で適切な支援とならず状況が改善しないことがあります。このような問題を解決するためには、縦のつながり（ニーズにあった福祉サービスをつなぎ、連携を図る）だけでなく、横のつながり（既存の縦割りの制度や各行政機関・関係機関の枠組みを超えた協力、連携を図る）も補充して支えることが必要です。大正区役所が中心となり、まずは自らSOSを発信できない家庭に対して手をさしのべてアウトリーチ^{※9}等を行うことで「迅速な支援につなげる仕組み」をつくります。また関連機関同士の連携を強化することで「総合的・包括的な支援につながる仕組み」をつくります。これら二つの仕組みにより、生活困窮者に対する総合的な相談支援体制の充実をめざします。

(4) 災害時に備える

近年自然災害が多発し、大きな被害が出ています。大正区においても他人事ではなく、地震による津波や風水害などによる河川の氾濫などの大きな災害がいつ発生するか、わか

8 重大な児童虐待ゼロをめざして、妊娠期から中学生までのすべてのこどもたちの健康状況や生活状況を把握し、切れ目ない支援を行う取組み。本ビジョンで重点的に取り組む項目の1つ

9 支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス

らない状況にあります。いざ災害が起きると、日常の暮らしだけでなく命までもが一瞬にして失われます。

一方、誰もが歳を重ね高齢者になり、住み慣れたまちでいつまでも健康で安心して暮らしたいと思っています。医療・介護・介護予防・住まい・日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステム^{※10}の構築を進めておりますが、一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、日ごろから地域で見守られ、災害時には安全に避難できる支援の仕組みが必要です。大正区役所では、要援護者名簿等を活用し、支援が必要な高齢者や障がい者などの日ごろの見守りを地域で行うとともに、災害時の避難支援体制の充実に取り組みます。

2 重点的に取り組むこと

(1) 日ごろの見守り体制の構築

ア 現状と課題

大正区の高齢者人口（65歳以上）は平成22年と平成27年の国勢調査結果の比較17,585人から19,548人と増加し、高齢化率も25.3%から30.1%と5%近く上昇しており、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯も増加しています。また、障がい者手帳の所持者数も年々増加しており、何らかの支援を必要とする人が増えている状況です。

少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化、地域におけるつながりの希薄化などを背景に、地域とのつながりが持てず「孤立死」に至るような社会的孤立の広がりの中で、支援が必要でありながら適切な支援につながない人を、いかに把握し支えるかが大きな課題となっています。

大正区役所では、日ごろの見守り活動を進めるなかで台風や集中豪雨、地震等の災害発生時にひとりで避難できない方（要援護者）を支援につなげていくように「要援護者名

10 2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい人生を最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制。この体制の実現のために、自助（介護予防や自分自身のケア）、互助（家族や親戚、地域での暮らしの支え合い）、共助（介護保険・医療保険サービスなどの利用）、公助（行政サービス）という考えに基づき、地域住民・介護事業者・医療機関・地域・ボランティア等が一体となって地域全体で取り組むことが求められている。

簿」を作成しており、見守り体制充実を進めています。

また、「要援護者名簿」について、令和元年度からこれまでに名簿に記載されている方の状況確認と併せて、未登録の方にも戸別訪問により事業内容を説明するなど、「要援護者名簿」の精度向上を図ってきました。

イ めざすべき将来像

支援が必要でありながら適切な支援につながっていない人を把握し、地域の見守りや福祉サービスの利用につがるように日ごろの見守り体制が構築され、認知症高齢者等の見守りの強化による行方不明時の早期発見が可能な状態をめざしています。

ウ 具体的な取り組み

これまで民生委員・児童委員にのみ提供してきた「要援護者名簿」を、地域まちづくり実行委員会をはじめとする団体にも提供していき、より多くの担い手を得ながら要援護者の「日ごろの見守り活動」から「災害時の避難支援」へとつなげ「おたがいさま」の支え合いが区内の全10地域で取り組めるよう体制を整えていきます。

また、災害発生時の“いざという時”に、優先度の高い要援護者の避難支援を円滑に行うことができるよう、地域活動団体や関係機関等と協働・連携しながら「個別避難計画」の作成を進めていきます。また、個別避難計画は作成後も引き続きよりよいものとなるように検討が必要と考えています。

(2) 大正区版ネウボラ

ア 現状と課題

少子化や核家族化の進行や都市化による地域コミュニティの希薄化に伴い、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題が生じています。

また、大正区では児童虐待件数が196件、18歳未満人口割合で2.2%と大阪市平均の2.4倍、24区中3番目に多く極めて深刻な状況です。

大正区では妊娠期から中学生までの間、切れ目のない支援を行うことをめざし、「大正区版ネウボラ」の構築を進めており、こどもたちの健康状態や生活状況の変化を把握することが、重大虐待の早期発見に有効的であると考えています。

大正区の子育て支援施策においては、妊娠期から3歳児までは、保健師が従事する各種

健診等の事業で把握しており、小・中学校に在籍する児童、生徒については、平成30年度から実施している「こどもサポートネット事業」において、健康状態や生活状況を高い割合で把握していますが、3歳児健診以降就学前健診までの4・5歳児については支援体制が不十分であり健康状態や生活状況の把握ができていませんでした。

イ めざすべき将来像

他の年齢と比べると支援が不十分である4・5歳児の健康状態や生活状況を全件把握できる、大正区独自の仕組み（就学前こどもサポートネット事業）を令和2年度から3年間かけて構築し、妊娠期から中学生までの間の切れ目のない支援を行う中で、課題を抱える幼児を発見して必要な支援につなげていきます。

こうした取り組みを進めていくことで、児童虐待の未然防止を図り、重大虐待ゼロをめざします。

ウ 具体的な取り組み

4・5歳児の潜在的な課題を見える化し、リスクを把握するために、区内保育所（園）、幼稚園、関係機関の協力を得ながらスクリーニングシート^{※11}等をもとに、「スクリーニング会議」を開催して支援内容を検討し、必要な支援を保護者に直接伝えて課題解決につなげます。

さらに、課題を抱える幼児については、就学予定小学校と「情報共有会議」を開催することで切れ目のない支援を行います。

加えて、区のホームページなどのSNSを活用し、子育て世代をはじめ、区民全体に対して「大正区版ネウボラ」を周知し、重大虐待防止への関心を高めます。

また、令和5年度より区独自の取組みである「学習・登校サポート事業」を拡充し、不登校の割合が高い中学生を対象に、家庭・学校以外の場である「居場所」を区役所内に設置し、課題を抱える生徒に寄り添った支援を行う新たな取組を始めます。

11 問題の未然防止や改善のために、データに基づいて潜在的に支援の必要なこどもたちや家庭を適切な支援につなぐために、迅速な識別ができるよう作成したシート。

(3) 生活困窮者自立支援

ア 現状と課題

大正区においても、生活困窮者（家庭）は経済的困窮のみならず複数の課題があり、複合的な課題を抱え、既存の相談支援の仕組みだけでは解決できない支援困難事例が増加しています。ご家庭の方それぞれに課題があり施策分野ごとに支援機関が関わってはいるものの、支援機関の連携が不十分なため、包括的で適切な支援とならず状況が改善しないことがあります。

そのため、区役所が中心となり、相談支援機関同士の連携を強化し、アクセス方法を含め、包括的な支援につながっていくような仕組みをつくる必要があると考えます。

また、自らＳＯＳを発信できない課題を抱えた家庭へのアウトリーチを行い、迅速な支援につなげていくための仕組みづくりが必要です。

さらに、総合的な相談支援の仕組みが有効に機能するためには、区役所の専門性とコーディネート機能の強化が不可欠であり、長期的な視野に立った人材配置と育成が必要です。

イ めざすべき将来像

区社協や民生委員・児童委員等と区役所が連携し、自らＳＯＳを発信できない課題を抱えた家庭への迅速な支援につながるよう連携を進めていき、支援を必要とする世帯が、包括的なサービスを受けられるような状態をめざします。

ウ 具体的な取り組み

区役所が中心となり周知啓発に努め、相談支援機関同士の「顔の見える関係づくり」を推進し、相互に業務内容への理解を深め、連携・協力し合える関係の構築を進めることで、各支援機関などで取り扱う複合的な課題を有する相談事例については、相談支援機関同士の連携による包括的な支援につなげていきます。

(4) 地域福祉課題解決への取組支援

ア 現状と課題

人々の暮らしの変化や社会構造の変化に伴い、複雑化、多様化する地域課題を解決するためには、これまでの「公助」中心の施策から、「互助、共助」の仕組みを拡大し、地域の実情を把握している地域団体のほか、地域住民、ＮＰＯ法人、企業などのさまざまな活

動主体が、それぞれ地域福祉の意義と役割を意識しながら連携し、解決に向けて取り組むための支援体制が必要です。

そのため、大正区では、小学校区単位で地域自らも主体的に参加し福祉課題の解決に取り組む、「互助、共助」の仕組みの構築に向けた支援に取り組んでいます。

イ めざすべき将来像

大正区では、高齢者の医療、介護に加え、障がい、生活困窮、子育て教育、防災など福祉課題を、地域とともに考え検討する取り組みが進められる状態をめざします。

ウ 具体的な取り組み

地域が福祉課題の解決に向け、自ら主体的に参加し考え検討する状態となるよう、地域団体と専門職、区社協、行政など関係する機関がともに話し合うことを、区内10地域で進めています。

-
- 12 おおむね小学校区を範囲として、地域団体やNPO法人、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、さまざまな分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための仕組み。大正区では「地域まちづくり実行委員会」

第4章

地域福祉ビジョンの進め方

大正区地域福祉ビジョンがめざす「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」及び課題解決に向けた取り組みの方針を進めるにあたっては、「大正区将来ビジョン2025」の策定の基本的方向性にある、～「公助」から「自助、互助、共助」へ～の考えかたに基づき、「自助、互助、共助」の仕組みを中心に地域福祉の推進についても同様に改革を進めていきます。そのため、行政だけでなく、地域住民、関係する機関、団体等が、社会福祉法第4条^{※13}で示された地域福祉の推進に取り組むことが不可欠であり、今回見直したビジョンの内容について区民だけでなく、関係する機関や団体などへも、あらゆる機会を捉えて、積極的に広報、周知を行い、幅広い連携・協力体制を構築していくこととします。

ビジョンの取り組み状況（行動計画）については、「大正区事業・業務計画」でPDCAサイクルを活用し継続的に改善します。地域福祉推進会議、区政会議をはじめ、関係機関や団体等の意見も聴き、それらの意見を今後の取り組みの展開に活かしていくこととします。さらに、小学校単位で展開する各事業で把握した地域における福祉の課題や問題についても、PDCAサイクルを活用し継続的に改善をしていきます。

令和3（2021）年度には大阪市地域福祉基本計画が策定されました。その内容や、国の制度などの変更、住民ニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、計画の中間年にビジョンの内容を見直します。

なお、これらの取り組みに際しては、新型コロナウイルス感染防止を日常生活に取り入れた「新しい生活様式」を実践していくこととします。

13 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように地域福祉の推進に努めるよう定められている。



参 考 資 料

1 大正区地域福祉推進会議

大正区における地域福祉施策に関する専門的な意見を下記の委員等に求め、次の事項について協議します。

- (1) 大正区の地域福祉の推進のための方針の策定
- (2) 大正区の地域福祉に関して、重点的に取り組む課題
- (3) その他区長が必要と認める事項

大正区地域福祉推進会議委員名簿（50音順）

氏 名	団 体 名 等	役 職
梶 原 秀 一	大正区医師会	会長
金本 沙也佳	大正区北部地域包括支援センター	管理者
川 上 満	大正区社会福祉協議会	会長
姜 博 久	大正区障がい者基幹相談支援センター	管理者
久 保 祐一郎	大正区子ども・子育てプラザ	マネージャー
鈴 木 大 介	大阪成蹊短期大学 幼児教育学科	准教授
鈴 木 理 恵	大正区薬剤師会	会長
中 村 雅 一	大正区居宅介護支援事業者連絡会	代表幹事
中 山 盛 詔	大正区歯科医師会	会長
廣 瀬 有 香	大正区社会福祉協議会	事務局長
藤 田 徹	特別養護老人ホーム幸楽園	施設長

2

地域福祉課題の解決に向けた取組み支援体制（イメージ図）

